

時間外（延長）保育について

1 時間外（延長）保育について

(1) 事業の概要

時間外（延長）保育は、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等、様々な理由により保育認定時間を超えて保育が必要となった児童に対して実施するものです。

札幌市では、時間外保育促進事業実施要綱に基づき、当該事業の申込み・受付・利用料の徴収に至るまで、実施施設が直接窓口となり事業を実施していただきます。

(2) 事業の対象施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(3) 対象児童

保育所等を利用する2号認定子どもまたは3号認定子ども

2 時間外保育利用者の申込み受付と利用決定について

保護者から利用申込にかかる書類を提出してもらい、保護者へ利用の可否を知らせてください。なお、利用申込にかかる書類は、施設で保管してください。

日々の受入れについては、下記の点にご留意いただき、保護者の保育需要に応じて柔軟に対応してください。

- ・利用人数の制限をしないこと
- ・利用児童の年齢制限をしないこと
- ・利用時間の制限をしないこと
- ・急な利用申込があった場合にも、時間外保育を提供すること。

3 時間外保育料について

時間外保育料（以下、「利用料」という。）は、以下の表を上限とし、各施設で適切に設定してください。

（児童1人あたりの利用料）

| 区 分（利用時間） | 利用料 |
|--|-------------|
| 開所時間内 30分以内利用 （開所時間と短時間保育時間の差が30分の場合） | 50円（25円）※ |
| 開所時間内 1時間以内利用 | 100円（50円）※ |
| 開所時間内 1時間越え利用 （①開所時間と短時間保育時間の差が1時間30分の場合） | 150円（75円）※ |
| 開所時間内 1時間越え利用 （②開所時間と短時間保育時間の差が2時間の場合） | 200円（100円）※ |
| 開所時間内 2時間越え利用 （①開所時間と短時間保育時間の差が2時間30分の場合） | 250円（125円）※ |
| 開所時間内 2時間越え利用 （②開所時間と短時間保育時間の差が3時間の場合） | 300円（150円）※ |
| 開所時間外 1時間 | 200円（100円）※ |
| 開所時間外 2時間 | 300円（150円）※ |

※（）内は、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯（A階層またはB階層。以下、「減額対象者」という。）の利用料となります。

【開所時間が11時間の場合の例】

| | | | | | |
|--------------------------|------------------------|-------|----------------|-------|-------|
| 7:00 | 8:00 | 16:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 |
| 開所時間内 時間外保育 | 保育短時間認定児童 利用時間（8時間） | | 開所時間内 時間外保育 | 1時間 | |
| 保育標準時間認定児童 利用時間（11時間） | | | | | 2時間 |

4 時間外保育の実施にあたって

- (1) 利用児童の登所時刻、退所時刻（保育短時間認定児童のみ）を毎日把握し、記録してください。
- (2) 利用料の徴収方法は問いませんが、利用料を保護者から受領した場合は、領収書の控え等を必ず保管してください。
- (3) 毎月送付する「時間外保育料減額対象者一覧」により減額対象者を確認してください。市の減免制度により減額対象者と同じ利用者負担額（階層）となる場合がありますが、当該児童は減額対象者となりません。

別途送付される「利用者負担額決定一覧」には、減免後の利用者負担額（階層）が記載されますので、「利用者負担額決定一覧」と「時間外保育料減額対象者一覧」に載る情報が異なる場合には、「時間外保育料減額対象者一覧」を優先してください。

不明な点があれば、対象児童がお住まいの区の健康・子ども課にご連絡ください。

5 職員配置について

札幌市児童福祉法施行条例、札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例、札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に規定する基準を遵守してください。

6 給食等について

適宜、間食（おやつ）又は給食等を提供してください。20時まで時間外保育事業を実施される場合は、必ず食事の提供をしてください。

7 補助金について

札幌市時間外保育促進事業費等補助金交付要綱に基づき交付します。

- (1) 基本分（開所時間外における保育分）

基準月（4月、10月）の平均対象児童数（※）に応じて年額を決定

1か所当たり年額

| 平均対象児童数 | 1時間延長（円） | 2時間延長（円） |
|---------|------------|------------|
| 6人未満 | 300,000円 | 811,200円 |
| 6人～9人 | 1,212,000円 | 1,623,600円 |
| 10人～19人 | 1,422,000円 | 2,148,000円 |
| 20人～29人 | 1,771,200円 | 3,021,600円 |

| | | |
|----------|------------|------------|
| 30人～39人 | 2,120,400円 | 3,895,200円 |
| 以上10人毎加算 | 349,200円 | 873,600円 |

※各週の最も多い時間外保育利用児童（1時間延長にあつては、30分を超える時間外保育を利用する児童、2時間延長にあつては1時間30分を超える時間外保育を利用する児童とする。）数をもって平均した児童数（小数点以下第一位を四捨五入した整数）とする。

(2) 基本分（開所時間内における時間外保育分）

基準月（4月、10月）の短時間認定児童の時間外利用に応じて年額を決定

在籍する短時間認定児童1人当たりの年額

① 保育所及び認定こども園及び事業所内保育事業所（定員20人以上）

| | |
|---------|---------|
| 時間外保育区分 | |
| 1時間 | 18,800円 |
| 2時間 | 37,600円 |
| 3時間 | 56,400円 |

② 小規模保育事業

| | |
|---------|---------|
| 時間外保育区分 | |
| 1時間 | 13,100円 |
| 2時間 | 26,200円 |
| 3時間 | 39,300円 |

③ 事業所内保育所（定員19人以下）

| | |
|---------|---------|
| 時間外保育区分 | |
| 1時間 | 12,100円 |
| 2時間 | 24,200円 |
| 3時間 | 36,300円 |

④ 家庭的保育事業所

| | |
|---------|----------|
| 時間外保育区分 | |
| 1時間 | 83,200円 |
| 2時間 | 166,400円 |
| 3時間 | 249,600円 |

(3) 減免を行った場合の加算分

減額対象者の時間外保育料の減免を行った場合（15分以上の利用が必要）

児童1人の1日当たりの加算限度額

ア 開所時間（11時間）を超えて利用した場合

- ① 1時間延長 100円
- ② 2時間延長 150円

イ 開所時間（11 時間）内に利用した場合（開所時間11 時間未満の家庭的保育事業を除く）

- ① 30 分あたり 25 円
- ② 1 時間 50 円
- ③ 1 時間30 分 75 円
- ④ 2 時間 100 円
- ⑤ 2 時間30 分 125 円
- ⑥ 3 時間 150 円

- (4) 障がい児の利用があった場合の加算分
認定を受けた児童が利用した場合（15 分以上の利用が必要）
障がい児1 人当たり月額 5,710 円

8 事業実施の手続等について

(1) 事業開始の届出

市の補助を受けて事業を実施される場合は、実施協議書の提出が必要となります。

(2) 補助申請

事前協議が終了し補助対象となった施設で補助を希望される施設は、市に対し、補助金交付申請書を提出してください。

(3) 補助金の交付

補助金の交付にあたっては、概算払いにより交付（4月の平均対象児童数により算出）し、事業終了後、実績報告書により精算（上期分については4月、下期分については10月をそれぞれの基準月として、その月の平均対象児童数により算出）します。

(4) 時間外保育利用状況表（月報）の記入と提出について

補助金を算出するために必要な平均対象児童数及び利用料の金額決定等の根拠として、児童の利用状況と利用料金額を記入した利用状況表を提出していただきます。

利用児童の退所時刻又は来所時刻（保育短時間認定子どものみ）を毎日把握し、月末に利用料が決定した段階で利用状況表を作成し、必ず翌月10日（土日、祝日の場合は翌営業日）までに提出してください。また、各施設においてデータの控えを保管してください。

様式や提出先については、別途お知らせします。